

I B A 東京大会 in 東京国際フォーラム



【国際法曹協会（I B A）東京大会 2014・法の支配シンポジウムにて】

平成26年10月19日から24日までの間、国際法曹協会（I B A）年次大会（東京大会）が東京国際フォーラムで開催され、世界各国より6,000人を超える弁護士や法曹関係者が参加しました。寺田逸郎最高裁判所長官は、同大会の最後を締めくくる法の支配シンポジウムにおいて、開会の挨拶を行いました。

法の支配シンポジウムは、平成18年以降、I B A 年次大会の最終日に開催され、権限の濫用に対するコントロール、マイノリティー差別との闘争、企業の社会的責任の促進、汚職防止など、法の支配に関する様々な論点について、国際的に著名な法曹によるスピーチや討論が行われています。今回は、「表現の自由」、「司法の独立」という法の支配の根本的理念をテーマに、セッションが開催されました。

寺田長官は、会場を埋め尽くした参加者を前に、シンポジウムのこれまでの成果を高く評価する一方、我が国で平成13年から実施されてきた司法制度改革に言及しつつ、法の支配の達成の観点から我が国司法の現状について紹介し、法の支配の実現には、一般の人々の理解が欠かせないこと、司法の側からのアクセスを高める努力が重要であることなどを強調して、シンポジウムの冒頭を飾りました。



【開会の挨拶を行う寺田長官】